

令和5年第11回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和5年11月16日(木)午後2時15分

2 閉会日時

令和5年11月16日(木)午後3時7分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 教 育 長    | 工 藤 裕 司 |
| (2) 教育長職務代理者 | 大 嶋 憲 通 |
| (3) 委 員      | 土 岐 志 麻 |
| (4) 委 員      | 天 内 博 康 |
| (5) 委 員      | 齋 藤 美 鈴 |
| (6) 委 員      | 松 浦 淳   |

5 事務局出席職員

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 教 育 部 長     | 小 野 正 貴 |
| (2) 教 育 次 長     | 武 井 秀 雄 |
| (3) 総 務 課 長     | 金 澤 敦   |
| (4) 文化学習活動推進課長  | 東 條 英 哲 |
| (5) 中央市民センター館長  | 奥 崎 和 彦 |
| (6) 学 務 課 長     | 角 田 毅   |
| (7) 指 導 課 長     | 後 藤 孝 範 |
| (8) 浪 岡 教 育 課 長 | 福 原 崇   |

6 会議に付議された案件

(1) 議案(議案第31号から議案第34号までは非公開)

議案第31号 令和5年度青森市一般会計補正予算案について(教育委員会事務局総務課)

議案第32号 青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について

(文化学習活動推進課)

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市西部市民センター)

(中央市民センター)

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市浪岡中央公民館)

(浪岡教育課)

(2) 報告

①寄附採納について(教育委員会事務局総務課)

②専決処分の報告について(教育委員会事務局総務課)

③通学路の安全対策について(学務課)

④令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果につ

いて  
⑤指定管理者の募集等について（青森市浪岡細野山の家）

（指導課）  
（浪岡教育課）

## 7 会議録署名委員

- (1) 大 嶋 憲 通
- (2) 天 内 博 康

## 8 会議の概要

午後2時15分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第31号「令和5年度青森市一般会計補正予算案について」から議案第34号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）」までの計4件については、令和5年第4回青森市議会定例会に提出する案件であることから、青森市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、非公開の案件とし、報告事項及びその他が終了した後に審議することとした。

次に、5件の事案を報告した後、その他として、学校訪問後の感想・意見等について、天内委員から発言があった。

最後に、非公開の会議とした議案第31号から議案第34号について審議し、各案件については、いずれも全員異議なく原案のとおり決定し、午後3時7分に閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○工藤教育長

それでは議事に入ります。

今回の審議案件となっております議案第31号「令和5年度一般会計補正予算案について」、議案第32号「青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第33号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）」及び議案第34号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）」の計4件につきましては、来る令和5年第4回青森市議会定例会に提出する案件となっておりますことから、青森市教育委員会会議規則第13条第1項のただし書きの規定に基づき、非公開の会議としたいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

#### ○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第31号から議案第34号までの計4件につきましては、非公開の会議とし、報告事項及びその他が終了した後に審議することといたします。

### (2) 報告

#### ○工藤教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告案件は5件となっております。

初めに、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

#### ○総務課長

令和5年10月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（令和5年10月1日～10月31日）」を御覧ください。

はじめに、小学校における寄附採納といたしまして、No.1の「第一生命労働組合青森支部」様から佃小学校に対し、「児童図書一式」など、4校に対し5件の寄贈申出があり、受領いたしました。

次に、中学校における寄附採納といたしまして、No.1の「青森市立南中学校振興会」様から南中学校に対し、「オールアルミベンチ」など、1校に対し3件の寄贈申出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

#### ○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○工藤教育長

次に、報告2「専決処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

#### ○総務課長

専決処分について御報告申し上げます。

公用車に係る事故につきまして、8月17日に開催されました本定例会において御報告申し上げたところでありますが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分を行いましたことから、その概要につきまして御報告申し上げます。

資料「専決処分の報告について」を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和5年5月18日、大字八ツ役字芦谷において学校修繕のため公用車が片側2車線の道路を走行していたところ、公用車が左車線から右車線に車線変更しようとした際に、右車線を走行していた相手方車両の左後方側面部に公用車の右前方部が接触し、相手方車両の後方ドア・左リアフェンダー・リアバンパー、公用車のフロントバンパー・右フロントフェンダー・前方ドアを損傷したものであります。

この事故について、双方協議の結果、市は相手方に車両修理費として賠償額13万7,969円を支払うことで合意し、合意内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年11月16日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

当該専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和5年第4回市議会定例会において報告案件として提出することとしております。

なお、相手方に支払う修理費等については、市が加入している「全国市有物件災害共済」で対応することとしております。

報告は以上です。

#### ○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○工藤教育長

次に、報告3「通学路の安全対策について」事務局から説明をお願いします。

#### ○学務課長

通学路の安全対策について、御報告申し上げます。配付資料を御覧ください。

1の「概要」にありますとおり、本市では、「青森市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、市内小・中学校から報告された通学路における交通安全上及び防犯上の危険箇

所について、関係機関による合同点検及び個別対応を実施し、危険箇所の具体的な対策・改善及び積雪期の安全確保に努めております。

2の本年度の取組につきましては、4月に各小・中学校からの通学路の危険箇所の点検要望を取りまとめ、交通安全上の点検要望箇所37か所、防犯上の点検要望箇所75か所となりました。5月開催の第1回青森市通学路安全推進会議において、交通安全に係る5か所の合同点検及び32か所の個別対応、防犯に係る75か所の個別対応の実施を決定しました。7月には、道路管理者、警察、学校、教育委員会等関係機関、担当課による合同点検を実施しました。

また、9月開催の第2回推進会議において、合同点検箇所の対応及び積雪期の対応について協議しております。

なお、合同点検箇所の対策等につきましては、11月中にホームページで公表することとしております。

次に、3の学校からの要望への対応についてであります。交通安全に係る合同点検を実施した5か所につきましては、横断歩道の移設、車道外側線の設置などで対応することとしております。

また、個別対応とした32か所につきましては、横断歩道の引き直しや停止線の移設、歩行者用信号機の角度調整など、15か所の事業が完了しております。また、歩道整備やフェンスの修繕など17か所が事業継続となっており、引き続き警察や道路管理者など関係機関において対応しております。また、合同点検の際には、当該校に対し、危険箇所や危険となる行動を具体的に示しながら安全教育をするよう指導しております。

防犯上の合同点検につきましては該当なしとなっており、要望のあった75か所につきましては、巡回強化61か所、街灯設置4か所、空き家・空地対策6か所など、安全確保に向け、関係機関において対応しているところであります。

最後に、4の積雪期の対応についてであります。第2回推進会議において、昨冬同様の大雪への対応を想定した各学校からの要望箇所に基づき除雪計画を作成し、道路管理者が、計画に基づき積雪期を通して除雪を実施することとしています。

また、冬季休業明けに向けた通学路の除雪につきましては、冬季休業中に各学校が通学路を点検の上、教育委員会及び道路管理者に除雪要望書を提出し、道路管理者が除雪を実施することとしており、その他にも、PTAや除雪協力会による計画に基づいた除雪が行われております。

なお、一昨年のように「青森市豪雪災害対策本部」が設置された場合につきましては、都市整備部と連携のもと、スノーレスキューへの学校用務従事者の派遣及び学校に配備している除雪機を活用した除雪作業を実施し、速やかな通学路の安全確保に努めることとしております。

事務局といたしましては、今後も、「青森市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、積雪期の対応も含め、国・県・市等の関係機関と連携し、通学路における児童生徒の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

#### ○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～なし～

#### ○工藤教育長

次に、報告4「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」事務局から説明をお願いします。

## ○指導課長

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について御報告申し上げます。

本調査は、文部科学省が生徒指導施策推進の参考とするため、毎年度、全国の小・中学校等を対象に、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等について調査し、その結果を公表しているものであります。

先般、11月4日に文部科学省から全国の調査結果が公表されましたので、令和4年度における青森市の公立小・中学校の概要について、全国・青森県と比較する形で御報告いたします。

配付資料1ページを御覧ください。

暴力行為につきましては、対人、器物損壊を含め、発生件数は、小・中学校の合計で431件となっており、令和3年度と比較すると184件の増となっております。

また、1,000人当たりの暴力行為の発生件数につきましては、小学校が26.7件、中学校が16.8件となっており、小学校は全国、県より多く、中学校は全国より多く、県より少なくなっております。

暴力行為の件数が昨年度よりも増加した要因につきましては、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加したこと、また、生徒間による軽微な暴力行為もいじめとして認知し、早期対応がなされていることが考えられます。

次に、配付資料2ページを御覧ください。

いじめにつきましては、令和4年度の小・中学校のいじめの認知件数は、小学校1,911件、中学校574件、計2,485件となっており、令和3年度より1,092件の増となっております。

また、いじめの解消率につきましては、80.8パーセントと、令和3年度より4.5ポイントの増となっております。

「いじめが解消した状態」とは、「3か月間いじめがない状態が続いていること」となっておりますことから、1月から3月までに認知したいじめにつきましては、当該年度では解消していないものとして取り扱うこととなります。

1,000人当たりのいじめの認知件数につきましては、小学校が158.5件、中学校が88.3件と、小・中学校共に全国、県よりも多く、また、全国・県と同様、昨年度よりも多くなっております。

認知件数が昨年度よりも増加した要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、これまで、教育活動が制限される生活となっていたものが、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより、接触機会が増加したこと、昨年度、臨時校長会議や研修講座等はいじめの定義を再度確認した上で各学校の対応の在り方について再度見直しを図ったことにより、より積極的な認知が行われたこと、チーム担任制や教科担任制のもと教員の複数の目による児童生徒の観察や教育相談体制の充実に努めたこと等が考えられます。

なお、文部科学省においてもいじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている。」と極めて肯定的に評価していることから、教育委員会事務局といたしましては、今後も各小・中学校に対し、未然防止と早期対応、校内の教育相談体制の点検、見直しによる組織的な対応等について指導してまいります。

最後に、配付資料3ページを御覧ください。

不登校の児童生徒数につきましては、小・中学校の合計で524人となっており、令和3

年度と比較すると 89 人増となっております。

不登校児童生徒 524 人のうち、令和 4 年度中に登校できるようになった児童生徒の割合につきましては、小学校が 62.4 パーセントと全国より 34.9 ポイント高く、中学校は 72.6 パーセントと全国より 45.6 ポイント高くなっております。

1,000 人当たりの不登校児童生徒数で見ると、(2)の記載の通り、小学校では 14.1 人と全国より少ない状況にあり、中学校では 54.5 人と全国・県より少ない状況にあります。

不登校の増加等について文部科学省では、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことも背景として考えられると指摘しており、本市においても国と同様のものと考えております。

今後もスクールカウンセラー、関係機関等との連携を図り、個別のケース会議等を通して、個々の児童生徒の状況に応じた適切な支援ができるよう努めてまいります。

以上が報告となりますが、教育委員会事務局といたしましては、各関係機関と連携し、教育相談体制を充実させるとともに、小・中学校の連携、保護者や地域との連携を図りながら、児童生徒の問題行動や不登校等、生徒指導上の諸課題の改善に向けた取組を一層推進させることができるよう、今後とも未然防止と早期対応のための支援をしてまいります。

報告は、以上でございます。

#### ○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○工藤教育長

次に、報告 5 「指定管理者の募集等について」事務局から説明をお願いします。

#### ○浪岡教育課長

教育委員会事務局が所管する施設の指定管理者の募集等について御説明申し上げます。お手元の資料「指定管理者の募集等について」を御覧ください。

今回、指定管理者を募集する施設は、浪岡教育課が所管する青森市浪岡細野山の家でございます。

細野山の家指定管理者につきましては、本年度をもって指定期間が満了になりますことから、本年 4 月 22 日に、現在の指定管理者である浪岡細野山の家管理運営協議会の総会におきまして、次年度以降も指定管理者へ応募することが決定されておりました。

このことから市では、5 月 11 日に、指定管理者選定評価委員会において、指定管理者制度の導入を継続すること及び募集形態を非公募にすることについて承認されたところでございます。

しかしながら、7 月 18 日に、浪岡細野山の家管理運営協議会の会長より、3 名の業務員から健康状態や家庭の事情等により今年度限りで辞職したい旨の申し出があったこと、また、地域住民の高齢化等により職員を確保することが困難であることなどの理由により、令和 6 年度以降は指定管理業務を受託しない旨、申し出がありました。

これを受け、7 月 27 日に開催されました指定管理者選定評価委員会に状況を報告し、指定管理者の選定については、再度検討することとなりました。

そして、去る 11 月 14 日に開催されました、指定管理者選定評価委員会において、改めて指定管理者制度の導入を継続すること及び募集形態を公募にすることについて承認されたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、11 月 27 日から 12 月 26 日までを募集要項配布期間とし、施設所管課である浪岡教育課において募集要項を配布することとしております。

また、12月18日から12月26日まで申請書等の受付を行い、令和6年1月下旬以降に開催する指定管理者選定評価委員会において指定管理者候補者を選定審査し、教育委員会定例会への指定管理者の指定について報告をした後、令和6年第1回市議会定例会に当該議案を提出したいと考えております。

以上でございます。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○工藤教育長

その他、本日の案件以外に、教育委員の皆様から何かありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、本年度、教育委員の皆様それぞれに設けたテーマに基づき、学校訪問として小・中学校を御覧いただいているところでありますが、訪問を終えられた感想等を少し伺えればと思います。

本日は、天内委員にお願いしたいと思います。

○天内委員

私は9月14日、15日の2日間において、青森市立橋本小学校及び青森市立浪岡野沢小学校へ学校訪問に行っていました。

橋本小学校には「プログラミング教育について」というテーマで伺いました。橋本小学校は小規模校で複式学級となっていますが、学校のクラブ活動にプログラミングのクラブがあって、4年生から参加できるということです。子どもたちが生き生きと自主的にクラブ活動をしていたのが印象的でした。

普段は10人程度の参加者がいるそうですが、私が学校訪問した当日は5名しかいませんでした。5名であっても上級生が下級生を指導したり、それぞれ分担してプログラミングしたりと楽しそうな感じで、ロボットの車を組み立てて、それをプログラミングで動かす、というところを目標としていました。

やはり、楽しくやるということが教育効果として大きいのではないかと実感いたしました。

次は、9月15日に「クロームブックを活用した授業」というテーマで、浪岡野沢小学校を訪問してまいりました。浪岡野沢小学校も小規模校です。全校でもそれほど人数がない学校でしたけれども、小学校低学年からICTを使う能力を定着させるという方針を作っており、調べる、考える、気づく、学び合う、定着する、といったところを綿密に考えているということが見受けられました。

1年生から6年生まで全クラス行きましたが、それぞれ特徴的な授業の仕方をしていました。例えば、1年生の国語の授業では「おむすびころりん」の絵を子どもたちに見せて、そこからどういうふうなお話になるのか考えさせる授業を展開していました。

また、授業とは直接関係はありませんが、校長先生から、子どもたちの視力があまり良くない、という話がありました。子どもたちがゲームばかりやって外で遊ぶ時間が少なくなったから、視力が悪くなったのかな、と校長先生がお話しされて、私は以前、太陽の光を浴びると近視の進行を抑制するという話を聞いたことがあったので、そういったことを校長先生とお話ししました。

簡単ですけれども、私の報告はこれで終わりたいと思います。

○工藤教育長

天内委員、大変ありがとうございました。委員の皆様から何か御質問等はありませんか。  
～ なし ～

○工藤教育長

その他、事務局から何かありませんか。  
～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○工藤教育長

ないようですので、先ほど非公開の会議といたしました、議案第 31 号から議案第 34 号までの計 4 件についての審議に入りたいと思います。

傍聴人及び記者の方がいらっしゃいましたら、退室をお願いいたします。

～ 傍聴人及び記者退室 ～

(議案第 31 号「令和 5 年度一般会計補正予算案について」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 32 号「青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 33 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 34 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）」)

—— 原案のとおり決定 ——

○工藤教育長

これにて、本日予定していた議案の審議等は全て終了しました。

以上をもちまして、令和 5 年第 11 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和5年11月16日開催の令和5年第11回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和5年12月21日

書記 山田 顕 世

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和5年12月21日

署名委員 大 嶋 憲 通

署名委員 天 内 博 康